

申告のときに準備するもの

個人番号及び本人を確認する書類
1点でよいもの…マイナンバーカード
2点必要なもの…①個人番号が記載された住民票など ②運転免許証、在留カードなど
所得税の還付を受ける人
申告者名義の通帳など振込口座の確認ができるもの
令和7年分の収入に関する書類
●公的年金の源泉徴収票（厚生年金・共済年金・企業年金など） ●給与の源泉徴収票（複数ある場合は全て） ●収支内訳書（事業・農業・不動産収入がある人） ●その他の収入（シルバー人材センターの配分金・個人年金・外交員等の報酬など） ●特定口座年間取引報告書など（配当や株式の譲渡所得がある人）
所得控除等に関する書類
●社会保険料（国民年金・健康保険料など） ●令和7年分の生命保険料・地震保険料の控除証明 ●医療費控除の明細書または医療費通知（領収書では申告できませんので、明細書を作成してください。） ●障害者手帳など ●寄附金の領収書（ふるさと納税ワンストップ特例を申請していても確定申告をする際には、申告が必要です。） ●2年目以降の住宅借入金等特別控除（年末残高証明書・税務署から送付された控除証明書）
注意事項
利用者識別番号が必要となりますので、利用者識別番号をお持ちでない方は、事前に取得してください。 申告に必要な書類を紛失した場合は、発行元で再発行してもらってください。 <u>収支内訳書、医療費控除の明細書などは、事前に作成してください。</u> その他、ご不明な点は、 <u>税務課 市民税係</u> へお問い合わせください。